

開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（案）

（任意電子開示手続の方法）

第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十四条の十第一項の規定により任意電子開示手続（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七條の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下同じ。）を行う者は、当該任意電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置（令第十四条の十第一項の入出力装置をいう。以下この条及び次条において同じ。）により識別番号及び暗証番号を入力して当該入出力装置と法第二十七條の三十の二の電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、かつ、入出力装置から入力できる方式で、任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる。

（任意電子開示手続に係る届出等）

第二条 令第十四条の十第二項の規定により届け出ようとする者（以下この条において「登録届出者」とい

う。)は、第一号様式により作成した書面(以下「電子開示システム登録届出書」という。)を、当該任意電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)に提出しなければならない。

2 財務局長等は、前項の規定により電子開示システム登録届出書の提出があつた場合には、その旨並びに入力に必要な暗証番号を当該電子開示システム登録届出書を提出した登録届出者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた登録届出者は、遅滞なく、当該登録届出者の使用に係る入出力装置により当該通知された暗証番号を入力して当該入出力装置と法第二十七条の三十の二の電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、第一号様式に記載すべき事項その他の事項を入力しなければならない。

4 財務局長等は、前項の規定による入力があつた場合には、入力に必要な識別番号及び暗証番号を当該入力を行った登録届出者に通知するものとする。

5 登録届出者(外国法人(外国債等(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)第一条第一号に規定する外国債等をいう。次項において同じ。))の発行者(法第二条第五項に規定する発行者をいう。第六条及び第七条において同じ。))を含む。以下同じ。))又は個人(

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である場合に限る。）に限る。以下この項において同じ。）は、第一項に規定する電子開示システム登録届出書の提出及び第三項に規定する第一号様式に記載すべき事項の入力をする場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該募集又は売出しの届出に関する一切の行為につき、当該登録届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

6 第一項の電子開示システム登録届出書には、次の各号に掲げる登録届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 内国法人 定款又はこれに準ずるもの
- 二 外国法人 次に掲げる書類
  - イ 定款又はこれに準ずるもの（登録届出者が外国債等の発行者である場合を除く。）
  - ロ 本邦内に住所を有する者に前項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該登録届出者を代理する権限を付与したことを証する書面

三 個人 次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに準ずるもの

ロ 前号ロに掲げる書類（登録届出者が非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）である場合に限る。）

7 第一項の規定にかかわらず、同項の規定により提出した電子開示システム登録届出書（前項の規定により添付しなければならない書類を含む。）の記載事項に変更がない場合には、当該電子開示システム登録届出書の提出後に提出しなければならない電子開示システム登録届出書は提出しないことができる。

（磁気ディスクによる提出の承認等）

第三条 令第十四条の十一第一項の規定により磁気ディスク（令第十四条の十一第二項の磁気ディスクをい、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）による提出の承認を得ようとする場合には、第二号様式により作成した書面（以下「ディスク提出承認申請書」という。）を当該任意電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

（任意電子開示手続を磁気ディスクで行う場合）

第四条 令第十四条の十一第二項の規定により開示用電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により任意電子開示手続を行う場合には、当該任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、当該任意電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置から電気通信回線を使用して法第二十七条の三十の二の電子計算機に入力できる方式で磁気ディスクに記録して、これを当該任意電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる。

(ファイルへの記録の方法)

第五条 法第二十七条の三十の四第三項の規定によるファイルへの記録の方法は、法第二十七条の三十の二の電子計算機の操作によるものとする。

(令第四十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める会社)

第六条 令第四十一条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号。次条において「特定有価証券開示府令」という。)第一条第一号の二、第四号イ、第四号の二イ又は第五号の二に掲げる有価証券の発行者である内国会社(これらの

有価証券に係る任意電子開示手続を行う場合に限る。)とする。

(令第四十一条の二第三項に規定する内閣府令で定める通知書)

第七条 令第四十一条の二第三項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、特定有価証券開示府令第一条第二号の二、第四号イ若しくは第四号の二イに掲げる有価証券又は第五号の二に掲げる有価証券(外国法人が発行者であるものを除く。)の特定募集等(法第四条第四項に規定する特定募集等をいう。)に関する通知書とする。

(開示用電子情報処理組織による手続を行った者の公衆縦覧等)

第八条 法第二十七条の三十の十に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合をいう。

- 一 次項に定める方法により公衆の縦覧に供すること。
- 二 次項に定める方法による公衆の縦覧に供することに支障が生じた場合には、遅滞なく法第二十五条第二項又は法第二十七条の十四第二項の規定の例により公衆の縦覧に供する措置をとること。

2 法第二十七条の三十の十に規定する内閣府令で定める方法は、同条の規定により公衆の縦覧に供する者

が法第二十五条第二項又は法第二十七条の十四第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類の写しを備え置かなければならないこととされている場所においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供する方法とする。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

第一条 この府令は、平成十四年六月一日から施行する。

##### ( 経過措置 )

第二条 第二条の規定による手続は、この府令の施行前においても行うことができる。

##### ( 罰則の適用に関する経過措置 )

第三条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【第一号様式】

届出日：平成 年 月 日

## 電子開示システム登録届出書

\_\_\_\_\_  
財務(支)局長 殿

電子開示システムにより任意電子開示手続を行いたいので、添付書類(2)とともに電子開示システムの登録に係る届出をいたします。

1. 金融庁整備番号(3)
2. 登録届出者の名称又は氏名(4)
3. 代表者の役職氏名(5)
4. 本店所在地又は住所(6)
5. 電話番号(7)
6. 事務連絡者の役職氏名(8)
7. 連絡場所(9)
8. 連絡先電話番号(10)
9. 連絡先FAX番号(11)
10. 連絡先電子メールアドレス(12)
11. その他(13)

(記載上の注意)

- (1) 登録届出者が外国法人(外国債等の発行者を含む。)又は非居住者(個人である場合に限る。)である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「5. 電話番号」の次に「5-2 代理人の氏名又は名称」、「5-3 代理人の署名(法人である場合には代表者署名)」、「5-4 代理人の住所又は所在地」及び「5-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「6. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先電子メールアドレス」までは、代理人の事務連絡者(当該電子開示システム登録届出書に係る担当者をいう。以下同じ。)について記載すること。
- (2) 添付書類  
第2条第6項各号に掲げる登録届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。
- (3) 金融庁整備番号



金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号）がある場合に記載すること。

(4) 登録届出者の名称又は氏名

- a 登録届出者が法人である場合には、名称を記載すること。
- b 登録届出者が個人である場合には、氏名を記載するとともに押印すること。
- c 登録届出者が特定有価証券の発行者である場合（当該電子開示システム登録届出書が特定有価証券に係るものである場合に限る。）には、「2．登録届出者の名称又は氏名」の次に「2 - 2 特定有価証券の種類及び名称」の項を設け、特定有価証券の種類及び名称（銘柄、ファンド名等）を記載すること。

(5) 代表者の役職氏名

登録届出者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名を記載するとともに代表者印を押印すること。

(6) 本店所在地又は住所

本店所在地又は住所を郵便番号とともに記載すること。

(7) 電話番号

登録届出者が法人である場合には、法人の代表番号等（対外的な窓口となる電話番号）を記載すること。

(8) 事務連絡者の役職氏名

事務連絡者の役職及び氏名を記載すること。

(9) 連絡場所

事務連絡者に係る連絡場所の所在地を記載すること。

(10) 連絡先電話番号

連絡場所の電話番号を記載すること。

(11) 連絡先FAX番号

連絡場所のFAX番号を記載すること。

(12) 連絡先電子メールアドレス

事務連絡者又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。

(13) その他

その他記載すべき事項があれば記載すること。

【第二号様式】

申請日：平成 年 月 日

## ディスク提出承認申請書

\_\_\_\_\_財務(支)局長 殿

電子開示システムの使用に代えてディスクの提出により任意電子開示手続を行いた  
いので、申請いたします。

1. 届出整理番号(2)
2. 金融庁整備番号(3)
3. 申請者の名称又は氏名(4)
4. 代表者の役職氏名(5)
5. 本店所在地又は住所(6)
6. 電話番号(7)
7. 事務連絡者の役職氏名(8)
8. 連絡場所(9)
9. 連絡先電話番号(10)
10. 連絡先FAX番号(11)
11. ディスクにより提出する書類の名称
12. ディスクにより提出する理由(12)

(記載上の注意)

- (1) 申請者が外国法人(外国債等の発行者を含む。)又は非居住者(個人である場合に  
限る。)である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「6. 電話  
番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の署名(法人で  
ある場合には代表者署名)」、「6-4 代理人の住所又は所在地」及び「6-5  
代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 事務連  
絡者の役職氏名」から「10. 連絡先FAX番号」までは、代理人の事務連絡者(当該  
ディスク提出承認申請書に係る担当者をいう。以下同じ。)について記載すること。
- (2) 届出整理番号  
金融庁より付与された電子開示システム(証券取引法第27条の30の2に規定する電  
子情報処理組織をいう。)に係る届出整理番号を記載すること。
- (3) 金融庁整備番号

金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号）がある場合に記載すること。

(4) 申請者の名称又は氏名

第一号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。この場合には、「登録届出者」を「申請者」に読み替えて記載すること（以下同じ。）。

(5) 代表者の役職氏名

第一号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6) 本店所在地又は住所

第一号様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。

(7) 電話番号

第一号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。

(8) 事務連絡者の役職氏名

第一号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。

(9) 連絡場所

第一号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。

(10) 連絡先電話番号

第一号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。

(11) 連絡先FAX番号

第一号様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。

(12) ディスクにより提出する理由

通信回線の故障その他具体的な理由を記載するとともに、理由を疎明する資料があれば添付すること。